

廃棄物処理法令の改正に伴うアスベスト廃棄物の取扱いについて

～排出事業者・解体工事業者の方へ～

日ごろ、本市の産業廃棄物行政にご協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。従来まで、非飛散性アスベスト廃棄物については「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に基づいて適正な処理をお願いしてきましたが、この度、アスベスト廃棄物に関する廃棄物処理法の法令改正が行われ、平成18年10月1日から施行されました。これにより、アスベスト廃棄物の処理基準が法令化されましたので、今後は法令に基づく適正な処理が義務付けられました。

1 「石綿含有産業廃棄物」について

「石綿含有産業廃棄物」とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの（特別管理産業廃棄物の廃石綿等を除く）であり、従来まで非飛散性アスベスト廃棄物と呼ばれていたものです。

該当する産業廃棄物の区分について変更はありませんが、「がれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「廃プラスチック類」のうち石綿含有産業廃棄物に該当するものは、「がれき類（石綿含有産業廃棄物）」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物）」、「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物）」のようにマニフェスト等にその旨を記載する必要があります。

※例：スレート（波板、ボード）、パーライト板、けい酸カルシウム板、スラグせっこう板、煙突用ライニング材、屋根折版用断熱材、アスベスト含有ビニル床タイル等

2 石綿含有産業廃棄物の保管基準について（建築物等の解体場所において、解体業者が解体物を運搬するまでの間の保管を含む）

- ① 周囲に囲いが設けられていること。
- ② 石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないよう仕切りを設けること。
- ③ 梱包、シート等飛散防止のために必要な措置をとること。
- ④ 保管場所には掲示板を設けること。

記載事項：産業廃棄物の保管場所である旨、保管する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物を含む場合はその旨を記載）、保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先、容器を用いずに保管する場合は積み上げられる高さ、掲示板の大きさは縦横60センチメートル以上

3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び委託契約書

石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び委託契約書に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載することになりました。なお、現在締結されている委託契約書については、次の更新の際に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載してください。また、自動更新規定を含む契約書にあっては、覚書等により石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を規定してください。

4 石綿含有産業廃棄物の処理基準

収集運搬業者と同様に、排出事業者が自ら収集運搬する場合も、この処理基準は適用されます。石綿含有産業廃棄物に係る主な処理基準は次のとおりです。

（1）収集運搬

- ① 他の廃棄物と混合しないように仕切りを設ける等必要な措置をとり、破碎することのないように行うこと。ただし、石綿含有産業廃棄物が大きすぎるため車両に積み込めない場合には、散水等により十分に湿潤化した上で、積込みに必要な最小限度の破碎又は切断を行うこと。
- ② 梱包、シート等飛散防止のために必要な措置をとること。

（2）処分

中間処理は、知事等の許可を受けた施設での溶融又は国の認定施設での無害化処理等に限定されます。これ以外の中間処理（破碎、切断）を行うことは原則禁止されていますので、溶融等を行わない場合はそのままの状態で最終処分を行うことが必要です。

《事務担当》

横須賀市環境管理課 産業廃棄物規制担当

TEL：046-822-8418